

国立大学法人和歌山大学非常勤講師交通費等支給基準

制 定 平成19年 3月16日

法人和歌山大学規程第 552 号

(主旨)

第1 この基準は、国立大学法人和歌山大学非常勤講師雇用規程第10条の規定に基づき、非常勤講師における交通費等の支給に係る基準を定める。

(交通費の基準)

第2 非常勤講師の交通費等は、当該非常勤講師が本学に出講する際に必要な交通機関における交通費、自動車等の交通費及び宿泊等経費を支給するものとする。(徒歩により通勤するものとした場合の出講距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。)

2 交通費等の支給は、各非常勤講師から提出される「出講届」に基づき支給する。

(交通機関による交通費)

第3 交通機関による交通費は、当該非常勤講師が、自宅から本学への往復の交通費とする。

2 交通費は、もっとも経済的な通常の経路及び方法により算出した額とする。

(自動車等による交通費)

第4 自動車等による交通費は、自宅から本学への往復に必要な経費を次表により支給する。

自動車等の使用距離 (片道)	支給額 (出講1回当たり)
片道2キロメートル以上10キロメートル未満	200円
片道10キロメートル以上20キロメートル未満	450円
片道20キロメートル以上30キロメートル未満	650円
片道30キロメートル以上50キロメートル未満	1,050円
片道50キロメートル以上	1,200円

2 自動車等の使用距離については、もっとも経済的な通常の経路により算出した距離とする。

(宿泊等経費)

第5 宿泊を伴う場合は、1泊につき、8,700円を支給する。

(その他)

第6 この基準によりがたい場合は、その都度学長が判断する。

附 則

この基準は、平成19年4月1日から施行する。